

事業主
社会保険担当者
被保険者
各位

届出書類の押印の廃止について（ご連絡）

ユニチカ健康保険組合

平素は健康保険組合の事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和2年12月25日付の厚生労働省保険局通知「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について」等の発出に伴い、当健保組合に提出する紙媒体による届出書類の押印を、一部を除き原則廃止いたします。詳細は下記のとおりとなります。

なお、電子申請においては、引き続き電子証明書等が必要です。

記

1. 廃止の対象

事業主、社会保険労務士、被保険者、被扶養者、受取代理人、医師及び助産師の押印です。

2. 引き続き押印が必要となる届出書類

下記の届・申請書等につきましては、引き続き押印が必要です。

届・申請書等の種類	引き続き必要な押印
出産育児一時金請求書	市区町村長による証明印（訂正印含む） ※医師、助産師による証明（印不要）がある場合は不要
（退職後の傷病手当金、出産手当金の請求時に添付する） 民生委員証明願	民生委員の証明印（訂正印含む）
預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書	金融機関のお届け印（訂正印含む）

3. 届出書類の様式

様式の変更を予定していますが、当分の間、現在使用している届・申請書等をご使用ください。

※㊟の記載があっても押印は不要となりますが、押印があっても差し支えありません。

※様式変更後の届出書類につきましては、準備が整い次第、当健保組合インターネットホームページに掲載します。

4. その他留意事項

- ①訂正印についても、原則押印不要となります。記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容
と記入者・証明者の氏名（サイン）をご記入ください。
- ②届出は、従来どおり原則郵送にてお送りください。
（やむを得ない場合のみ、メール（PDF 添付）及びFAXでの申請を受け付ける場合があります）
- ③当健保組合において確認が必要と判断した場合は、事業主、医療機関、被保険者等に、記載内容について照会させて
いただく場合があります。

ご不明な点等がありましたら、当健保組合までお問い合わせください。

以上